

宿泊約款

適用範囲

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします

2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第2条 当施設に宿泊約款の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- ④ その他当施設が必要と認める事

2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾し、当施設が指定する期日までに予約金の振込が確認できたときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊申し込み後に、当施設が定める宿泊予約金を当施設が指定する日までにお支払いいただく事で予約完了とします。

3. 予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金として収受します。

予約金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の予約金の支払いを求めなかった場合及び当該予約金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。

- ③ 宿泊の申し込みをしようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊の申し込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団およびその構成員ならびにその関係者、その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ⑤ 宿泊の申し込みをしようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ⑥ 宿泊の申し込みをしようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。
- ⑦ 宿泊の申し込みをしようとする者が、宿泊に関してまたは当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、売春行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
- ⑧ 宿泊の申し込みをしようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑨ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑩ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑪ 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が予約金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊約款を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合であっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡しないで宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当施設の契約解除権

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団およびその構成員ならびにその関係者、その他の反社

会勢力であると認められるとき。

- ② 宿泊客が、宿泊に関してまたは当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、売春行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
 - ③ 宿泊客が伝染病であるとき、又はその疑いが濃厚なとき。
 - ④ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑤ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑥ 宿泊客が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑦ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、現地において、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業。
- ② 日本国内に住所登録地のない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。（確認の為、パスポートのコピーをとらせていただきます。）
- ③ 出発日及び出発予定時刻。
- ④ その他当施設が必要と認める事項。

客室の使用時間

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3:00から翌午前11:00までとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- ① 午後2時迄は、1時間1,000円（税抜）。
- ② 午後2時以降は、室料金の100%。

利用規則の遵守

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は原則として次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス説明書等でご案内いたします。

- ① 門限 なし
- ② 電話受付 24時間

③ メール対応 24 時間

2. 前項の時間は、必要な場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは通貨により、宿泊客の到着の際、現地において行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当施設の責任

第 13 条 当施設は、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室が提供できないときの取り扱い

第 14 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の施設を斡旋するものとします。

寄託物の取り扱い

第 15 条 当施設では現金及び物品のお預かりは一切しておりません。

2. 宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条 宿泊客の手荷物等一切お預かり致しません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて最長 14 日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。
(飲食物・雑誌に関しては即日処分とさせていただきます。)

駐車場の責任

第 17 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の内訳(第2条1項及び第12条第1項関係)

宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	追加料金	レンタル品等の利用料金
	税金	イ:消費税(地方消費税を含む)
		ロ:特別地方消費税

備考 1. 基本宿泊料はホームページに提示する料金表によります

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

契約解除を受けた日	不泊	当日	前日
違約金割合	100%	50~100%	50%

当日キャンセルの場合：午後2時まで50%

午後2時以降100%

(注)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を収受します。